

第2四半期報告書の訂正報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の訂正報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社マツモトキヨシホールディングス

(E03519)

目 次

【表紙】	1
1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】	2
2 【訂正事項】	2
3 【訂正箇所】	2
第一部 【企業情報】	3
第1 【企業の概況】	3
1 【主要な経営指標等の推移】	3
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	7
1 【事業等のリスク】	7
2 【経営上の重要な契約等】	7
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
(1) 【株式の総数等】	11
① 【株式の総数】	11
② 【発行済株式】	11
(2) 【新株予約権等の状況】	11
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	12
(4) 【ライツプランの内容】	12
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	12
(6) 【大株主の状況】	13
(7) 【議決権の状況】	15
① 【発行済株式】	15
② 【自己株式等】	15
2 【役員の状況】	15
第4 【経理の状況】	16
1 【四半期連結財務諸表】	17
(1) 【四半期連結貸借対照表】	17
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	19
【四半期連結損益計算書】	19
【第2 四半期連結累計期間】	19
【四半期連結包括利益計算書】	21
【第2 四半期連結累計期間】	21
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	22
【注記事項】	24
【セグメント情報】	26
2 【その他】	29
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	30

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月11日
【四半期会計期間】	第7期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	株式会社マツモトキヨシホールディングス
【英訳名】	Matsumotokiyoshi Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 清雄
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市新松戸東9番地1
【電話番号】	047（344）5110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 石橋 昭男
【最寄りの連絡場所】	千葉県松戸市新松戸1丁目483番地
【電話番号】	047（344）5110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 石橋 昭男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

1. 訂正の経緯

平成27年10月、当社の連結子会社であった株式会社イタヤマ・メディコ（以下「イタヤマ・メディコ」といいます。なお、イタヤマ・メディコは平成27年10月1日をもって当社の連結子会社である株式会社マツモトキヨシ甲信越販売（以下「マツモトキヨシ甲信越販売」といいます。）に吸収合併されております。）とマツモトキヨシ甲信越販売との統合処理の過程において、不正な会計操作が行われていた可能性が判明したため、当社は平成27年10月15日、調査委員会を設置し、①今回の不正な会計操作に関する事実関係の調査、②当社グループにおいて他に同様の事象が存在しないかの調査、③今回の事象による影響額に関する会計処理方法の提言、④今回の事象が発生した要因と再発防止策の策定・提言、⑤関係者への責任追及、及び処分に関する提言を目的とした調査を徹底的に実施いたしました。調査にあたっては、会計に関する事項が多く含まれており、調査の外部性をより高めることが望まれることから、外部の会計アドバイザー専門会社から支援を受けるなどし、調査の適法性、適正性等の確保に努めました。

当社は平成27年11月11日、調査委員会から調査報告書を受領した結果、イタヤマ・メディコ代表取締役の指示により、同社において過去の営業損失発生の事実を隠蔽する目的で、複数年にわたり、在庫水増し処理により架空棚卸資産を計上するという不正な会計操作が行われていたことが判明いたしました。そこで当社は、過去に提出いたしました有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表に含まれる不正な会計操作を訂正し、有価証券報告書等の訂正報告書を提出するものであります。

2. 会計処理

連結財務諸表において、「商品」の残高を修正し、その他必要と認められる修正を行いました。

この結果、第7期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）の連結財務諸表において、商品及び利益剰余金がそれぞれ404百万円減少しております。

これらの決算訂正により、当社が平成25年11月14日に提出いたしました第7期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）に係る四半期報告書の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

また、四半期連結財務諸表の記載内容に係る訂正箇所については、XBRLの修正も行いましたので併せて修正後のXBRL形式データ一式（表示情報ファイルを含む）を提出いたします。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(2) 財政状態の状況

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第2四半期 連結累計期間	第7期 第2四半期 連結累計期間	第6期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高（百万円）	227,725	238,197	456,311
経常利益（百万円）	9,494	10,543	21,666
四半期（当期）純利益（百万円）	4,768	5,807	11,270
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	4,983	5,753	12,848
純資産額（百万円）	<u>118,428</u>	<u>144,541</u>	<u>136,702</u>
総資産額（百万円）	<u>222,403</u>	<u>236,888</u>	<u>228,231</u>
1株当たり四半期（当期）純利益金 額（円）	102.67	107.93	237.71
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	87.36	106.10	<u>204.51</u>
自己資本比率（％）	<u>52.7</u>	<u>60.4</u>	<u>59.3</u>
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	12,676	13,372	19,175
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△2,480	△3,624	△6,056
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△7,474	△2,743	△11,212
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	12,378	18,568	11,563

回次	第6期 第2四半期 連結会計期間	第7期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額（円）	59.65	50.19

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2．売上高には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社20社により構成されております。ドラッグストア・保険調剤薬局等のチェーン店経営を行う小売事業を核に、卸売事業、管理サポート事業を行っております。当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

当第2四半期連結累計期間における、各セグメントに係る主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

〈小売事業〉

主要な関係会社の異動はありません。

〈卸売事業〉

主要な関係会社の異動はありません。

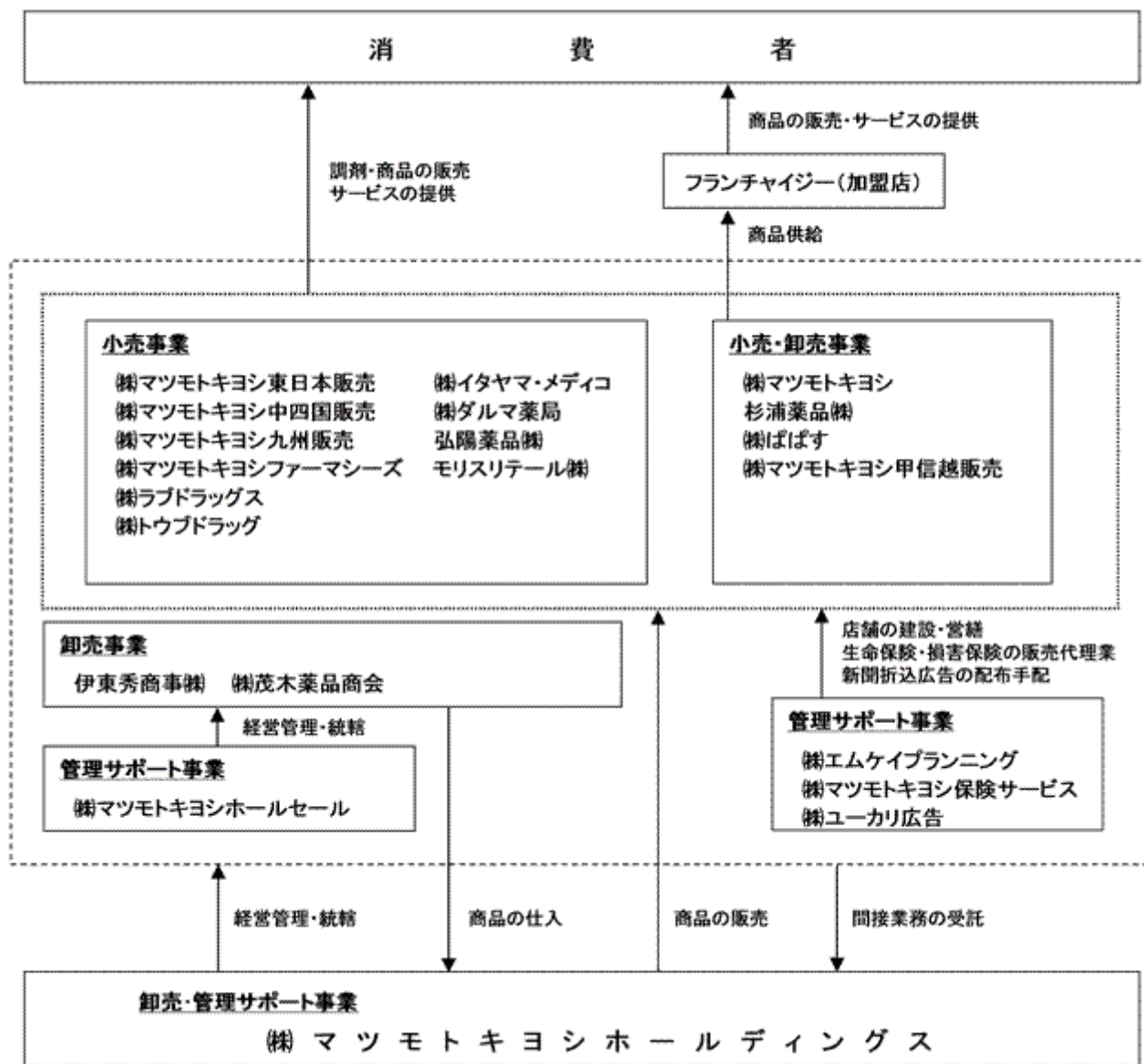
〈管理サポート事業〉

平成25年4月1日付で、連結子会社である伊東秀商事株式会社と株式会社茂木薬品商会在共同株式移転を実施し、中間持株会社となる株式会社マツモトキヨシホールセールを設立いたしました。

事業区分	会社名	主な事業内容
小売事業	株式会社マツモトキヨシ	ドラッグストア・保険調剤薬局・ホームセンターのチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」「Medi+マツキヨ」「H&B Place」)
	株式会社ラブドラッグス	中国・関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「くすりのラブ」「くすりのラブ薬局」)
	株式会社マツモトキヨシ東日本販売	主に東北・関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」)
	杉浦薬品株式会社	東海エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「ヘルスバンク」)
	株式会社マツモトキヨシ九州販売	九州・沖縄エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」「ミドリ薬品」「ミドリ薬局」)
	株式会社ばばす	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「どらっぐばばす」「ばばす薬局」)
	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	主に甲信越エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」「ファミリードラッグ」「ファミリー薬局」「ドラッグマックス」「ドラッグナカジマ」「中島ファミリー薬局」)
	株式会社トウブドラッグ	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」「トウブドラッグ」「メディカルハウス」「東武薬局」)
	株式会社イタヤマ・メディコ	甲信越エリアでのドラッグストアのチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」「イタヤマメディコ」)
	株式会社ダルマ薬局	東北エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「ダルマ薬局」「マツモトキヨシ」)
	弘陽薬品株式会社	関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」「コーヨードラッグ」「コーヨー薬局」)
	株式会社マツモトキヨシ中四国販売	中国・四国エリアでのドラッグストアのチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」)
	モリスリテール株式会社	中国・関西エリアでのドラッグストアのチェーン店経営 (店舗名：「モリス」)
	株式会社マツモトキヨシファーマシーズ	保険調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等 (店舗名：「マツモトキヨシ」)
卸売事業	当社	小売事業を営む当社グループ会社及び業務提携先が取扱う商品の仕入・販売
	株式会社茂木薬品商会	医薬品等の卸販売
	伊東秀商事株式会社	化粧品・日用雑貨等の卸販売
	株式会社マツモトキヨシ	「マツモトキヨシ」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー（加盟店）への商品供給
	杉浦薬品株式会社	「ヘルスバンク」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー（加盟店）への商品供給
	株式会社ばばす	フランチャイジー（加盟店）への商品供給
	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	「ファミリードラッグ」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー（加盟店）への商品供給
管理サポート事業	当社	当社グループ会社の経営管理・統轄及び間接業務の受託
	株式会社マツモトキヨシホールセール	伊東秀商事株式会社及び株式会社茂木薬品商会の経営管理・統轄
	株式会社エムケイプランニング	店舗の建設・営繕
	株式会社マツモトキヨシ保険サービス	生命保険・損害保険の販売代理業
	株式会社ユーカリ広告（注）	新聞折込広告の配布手配

（注） 株式会社ユーカリ広告は、平成25年3月31日をもって解散し、現在清算手続き中であります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



※株式会社ユーカリ広告は、平成25年3月31日をもって解散し、現在清算手続き中であります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日～平成25年9月30日）における日本経済の状況は、現政権による経済政策への期待から、円安傾向を背景とした輸出環境の改善、株価の上昇などにより各種の景気指標は好転しており、先行きの不透明感は未だ拭えないものの、経済活動には明るさが見られております。

ドラッグストア業界におきましては、競合企業の積極的な新規出店、既存の店舗展開エリアを越えた新たな競合の出現、M&Aによる競合企業の規模拡大、同質化する異業種との競争や医薬品ネット販売への対応など、我々を取り巻く経営環境はこれまで以上に大きく変化しております。

このような環境のなか、当社グループは、小商圏化する市場への対応として、各地域における競争優位性を確保すべく全国を7つのエリアに分け、エリアドミナント戦略を積極的に推進するとともに、ターゲット別のライフスタイルの変化に対応したMD戦略の再構築など、地域に密着したかかりつけの薬局として、企業価値の向上とシェア拡大に向け取り組んでまいりました。

新規出店に関しては、関東エリアを中心にエリアドミナント化を推し進めるとともに新たなエリアへ侵攻し、グループとして54店舗（フランチャイズ2店舗を含む）を出店し、多様化するお客様ニーズへの対応及び既存店舗の活性化を重点に59店舗の改装を実施、スクラップ＆ビルドを含め将来業績への貢献が見込めない30店舗を閉鎖しました。

その結果、当第2四半期連結累計期間末におけるグループ店舗数は、1,414店舗となり、前連結会計年度末と比較して24店舗増加しました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間は、売上高2,381億97百万円（前年同期比4.6%増）、営業利益94億94百万円（同12.5%増）、経常利益105億43百万円（同11.0%増）、四半期純利益58億7百万円（同21.8%増）と、売上高及び各利益とも同期間における過去最高となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<小売事業>

小売事業は、連結子会社の増加、新規出店、改装による既存店舗の活性化、シーズン商品の早期展開、地域ニーズに合わせたきめ細かな品揃えの拡充や営業時間の延長などによる利便性の追求、継続されている効率的かつ効果的な販促策および新たな施策の推進などにより収益は大きく伸長しました。

また、展開を強化しております調剤事業に関しましても、既存店への併設を含め高い収益性が見込める物件を優先的に開局するとともに、株式会社マツモトキヨシファーマシーズの新規開設や地域医療連携を深めることで処方箋応需枚数が増加したことなどから引き続き順調に拡大しております。

<卸売事業>

卸売事業は、株式会社オークワとのフランチャイズ契約の締結、既存契約企業の新規出店などにより拡大した一方、モリスリテール株式会社及び杉浦薬品株式会社の2社を完全子会社化したことに伴い、両社収益が小売事業に寄与したため、卸売事業売上は減少しました。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は2,290億74百万円（前年同期比5.3%増）、卸売事業75億14百万円（同15.1%減）、管理サポート事業16億8百万円（同12.2%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は2,368億88百万円となり、前連結会計年度末に比べて86億56百万円増加いたしました。主な要因は、受取手形及び売掛金が10億71百万円減少したものの、現金及び預金が70億4百万円、流動資産のその他が16億23百万円、有形固定資産のその他が10億59百万円、それぞれ増加したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は923億46百万円となり、前連結会計年度末に比べて8億17百万円増加いたしました。主な要因は、1年内償還予定の新株予約権付社債が36億57百万円減少したものの、支払手形及び買掛金が39億円、ポイント引当金が7億87百万円、それぞれ増加したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は1,445億41百万円となり、前連結会計年度末に比べて78億38百万円増加いたしました。主な要因は、転換社債型新株予約権付社債の行使により、資本金、資本剰余金がそれぞれ9億55百万円増加したこと、四半期純利益58億7百万円を計上したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は185億68百万円となり、前連結会計年度末と比較して70億4百万円の増加となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは133億72百万円の収入（前年同期比6億95百万円の収入増）となりました。主なプラス要因は、税金等調整前四半期純利益98億30百万円、減価償却費25億66百万円、売上債権の減少額10億73百万円、仕入債務の増加額39億円であり、主なマイナス要因は、法人税等の支払額64億85百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは36億24百万円の支出（前年同期比11億43百万円の支出増）となりました。主な要因は、敷金及び保証金の回収による収入5億20百万円があったものの、有形固定資産の取得による支出24億86百万円、敷金及び保証金の差入による支出12億30百万円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは27億43百万円の支出（前年同期比47億31百万円の支出減）となりました。主な要因は、配当金の支払額15億77百万円、リース債務の返済による支出7億47百万円があったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社グループでは、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。また、持株会社である当社は、当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、及びその進捗管理等を行う監督機能を有し、これに基づきグループ各社が業務を執行するという体制を構築します。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めてまいります。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、当社グループを対象として、「マツモトキヨシグループ行動規範」を定め、社員一人ひとりに法律遵守を徹底させるよう努めております。

当社グループは、これらの継続的な活動を通じて株主はもとより、取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長のある企業を実現し、企業価値及び株主共同の利益をより高めていくことを基本方針としております。

② 不適切な支配の防止のための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には当社株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（買付け方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損させるものでないかについて、株主の皆様が必要かつ十分な情報と相当な検討期間に基づき判断することができるようにするため、大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。平成24年5月25日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続すること（以下「本プラン」といいます。）を決議し、平成24年6月28日開催の第5回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの継続に際して、独立委員会委員の一部変更、その他表現の修正等、軽微な修正を行っておりますが、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本プランの詳細につきましては、平成24年5月25日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次のURLにてご参照ください。

(http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000238_p.pdf)

③ 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、当社取締役会に対する必要情報の提供が完了した日から60日間を上限として、当該大規模買付行為について、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案のために必要な期間（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に適うか、第1次的な判断を行います。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間について、必要に応じて、独立委員会に諮問の上、当初設定期間から更に30日を限度として延長することができるものとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合には、延長するに先立ち、延長期間及びその理由を公表いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為について、独立委員会（後記）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。当社取締役会は、前記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	210,000,000
計	210,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数（株） （平成25年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成25年11月14日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	54,629,307	54,629,307	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数100株
計	54,629,307	54,629,307	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

第4回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月12日
新株予約権の数（個）	48
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）2
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月8日 至 平成65年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,526 資本組入額（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1．当社が普通株式の株式分割または株式併合を行うときには、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、またはその他上記の目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、それぞれの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整するものとする。

2．新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる額とする。

3. 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりとする。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権を行使することができない。
 - ① 新株予約権者が、在任中に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 新株予約権者またはその法定相続人が、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人(1名に限る)は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日(注)	1,050,293	54,629,307	955	22,041	955	22,821

(注) 転換社債型新株予約権付社債の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
ノーザントラストカンパニー（エイ ブイエフシー）サブアカウントアメ リカンクライアント（常任代理人香 港上海銀行東京支店）	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK （東京都中央区日本橋3丁目11-1）	5,992.1	10.96
松本鉄男	千葉県松戸市	5,585.4	10.22
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口・信託口9・信託 口1・信託口6・信託口3・信託口 2・信託口8・信託口5・信託口 4）	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,344.8	7.95
松本南海雄	千葉県松戸市	3,520.4	6.44
ノーザントラストカンパニーエイブ イエフシーリユーエスタックスエグ ゼンブテドペンションファンズ（常 任代理人香港上海銀行東京支店）	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK （東京都中央区日本橋3丁目11-1）	2,288.4	4.19
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1-2	2,257.8	4.13
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,581.1	2.89
SSBTOD05OMNIBUSAC COUNT-TREATYCLIE NTS（常任代理人 香港上海銀 行東京支店）	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA （東京都中央区日本橋3丁目11-1）	1,507.2	2.76
ザチェースマンハッタンバンクエヌ エイロンドンエスエルオムニバスア カウント（常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部）	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND （東京都中央区月島4丁目16-13）	1,453.6	2.66
エーザイ株式会社	東京都文京区小石川4丁目6番10号	1,407.5	2.58
計	—	29,938.4	54.80

(注) 1. 松本南海雄については、株式会社南海公産（松本南海雄の所有割合77.21%）の所有株式数1,743.5千株、株
式会社ユアースポーツ（松本南海雄の所有割合97.47%）の所有株式数350.0千株を合計して記載いたしました。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口・信託口9・信託口1・信託口6・信託口3・信託口
2・信託口8・信託口5・信託口4）の所有株式の内訳は、信託口 1,492.6千株、信託口9 1,027.9千株、信
託口1 317.5千株、信託口6 296.2千株、信託口3 272.5千株、信託口2 249.4千株、信託口8 236.3千株、信
託口5 229.0千株、信託口4 223.4千株であります。

3. シルチェスター・パートナーズ・リミテッド（シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから商号変更）から平成22年11月8日付（報告義務発生日 平成22年11月1日）で大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーを共同保有者として追加し、シルチェスター・パートナーズ・リミテッドの投資運用事業を平成22年11月1日をもって同社へ譲渡した旨、報告がありました。

当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況に含めておりません。

なお、当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
シルチェスター・パートナーズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1 ジェイ 6 ティー エル, ブルトン ストリート1, タイムアン ドライフビル5階	0.0	0
シルチェスター・インターナショナル・ インベスターズ・エルエルピー	英国ロンドン ダブリュー1 ジェイ 6 ティー エル, ブルトン ストリート1, タイムアン ドライフビル5階	8,389.9	15.66

4. ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシーから平成19年8月7日付（報告義務発生日 平成19年5月17日）で大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付がありましたが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況に含めておりません。なお、当該大量保有報告書は、当社設立以前に株式会社マツモトキヨシへ提出されたものであります。

なお、当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ボストン・カンパニー・アセット・マネ ジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国, マサチューセッツ州 02108-4408, ボストン, ワン・ボストン・プ レイス, メロン・フィナンシャル・センター	3,340.5	6.23

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 54, 581, 100	545, 811	—
単元未満株式	普通株式 47, 607	—	—
発行済株式総数	54, 629, 307	—	—
総株主の議決権	—	545, 811	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1, 100株含まれており、「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が50株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数11個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社マツモトキヨシ ホールディングス	千葉県松戸市 新松戸東9番地1	600	—	600	0. 00
計	—	600	—	600	0. 00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る訂正前の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,563	18,568
受取手形及び売掛金	11,846	10,774
商品	<u>59,227</u>	<u>60,072</u>
貯蔵品	508	494
その他	16,604	18,227
貸倒引当金	<u>△186</u>	<u>△36</u>
流動資産合計	<u>99,563</u>	<u>108,101</u>
固定資産		
有形固定資産		
土地	42,041	42,020
その他	24,313	25,373
有形固定資産合計	<u>66,355</u>	<u>67,393</u>
無形固定資産		
のれん	6,655	6,277
その他	4,073	3,819
無形固定資産合計	<u>10,728</u>	<u>10,096</u>
投資その他の資産		
敷金及び保証金	35,542	35,530
その他	16,599	16,315
貸倒引当金	<u>△557</u>	<u>△549</u>
投資その他の資産合計	<u>51,584</u>	<u>51,296</u>
固定資産合計	<u>128,668</u>	<u>128,786</u>
資産合計	<u>228,231</u>	<u>236,888</u>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成25年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	55,593	59,493
短期借入金	300	—
1年内償還予定の新株予約権付社債	3,657	—
1年内返済予定の長期借入金	199	136
未払法人税等	4,463	4,432
賞与引当金	2,968	3,280
ポイント引当金	1,873	2,660
資産除去債務	20	15
その他	10,544	10,286
流動負債合計	79,620	80,306
固定負債		
長期借入金	91	41
退職給付引当金	1,202	1,276
資産除去債務	3,897	4,027
その他	6,717	6,694
固定負債合計	11,908	12,039
負債合計	91,528	92,346
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,086	22,041
資本剰余金	21,866	22,821
利益剰余金	93,697	97,434
自己株式	△2,238	△2
株主資本合計	134,411	142,294
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	906	844
その他の包括利益累計額合計	906	844
新株予約権	23	35
少数株主持分	1,361	1,367
純資産合計	136,702	144,541
負債純資産合計	228,231	236,888

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	227,725	238,197
売上原価	164,533	169,851
売上総利益	63,192	68,345
販売費及び一般管理費		
ポイント引当金繰入額	720	792
給料及び手当	18,634	20,019
賞与引当金繰入額	3,012	3,274
退職給付費用	409	464
地代家賃	12,256	12,932
その他	19,721	21,367
販売費及び一般管理費合計	54,755	58,851
営業利益	8,437	9,494
営業外収益		
受取利息	92	90
受取配当金	131	138
固定資産受贈益	323	251
発注処理手数料	257	296
その他	372	324
営業外収益合計	1,176	1,100
営業外費用		
支払利息	43	15
貸倒引当金繰入額	47	21
持分法による投資損失	10	—
その他	18	15
営業外費用合計	119	52
経常利益	9,494	10,543

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30 日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30 日)
特別利益		
固定資産売却益	8	19
特別利益合計	8	19
特別損失		
固定資産売却損	52	0
固定資産除却損	138	166
減損損失	572	468
投資有価証券評価損	307	—
その他	179	96
特別損失合計	1,250	731
税金等調整前四半期純利益	8,251	9,830
法人税、住民税及び事業税	3,622	4,369
法人税等調整額	△194	△378
法人税等合計	3,428	3,990
少数株主損益調整前四半期純利益	4,823	5,839
少数株主利益	55	32
四半期純利益	4,768	5,807

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,823	5,839
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	160	△86
持分法適用会社に対する持分相当額	0	—
その他の包括利益合計	160	△86
四半期包括利益	4,983	5,753
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,929	5,745
少数株主に係る四半期包括利益	54	8

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	8,251	9,830
減価償却費	2,413	2,566
減損損失	572	468
のれん償却額	472	483
賞与引当金の増減額 (△は減少)	245	312
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	36	△18
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	720	787
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	63	73
受取利息及び受取配当金	△223	△228
支払利息	43	15
持分法による投資損益 (△は益)	10	—
固定資産除却損	138	166
売上債権の増減額 (△は増加)	616	1,073
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,643	△831
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,595	3,900
預り金の増減額 (△は減少)	35	△21
未収入金の増減額 (△は増加)	△768	△554
未払金の増減額 (△は減少)	△178	△16
その他	488	1,723
小計	16,177	19,731
利息及び配当金の受取額	134	141
利息の支払額	△41	△14
法人税等の支払額	△3,594	△6,485
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,676	13,372

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,377	△2,486
無形固定資産の取得による支出	△383	△265
敷金及び保証金の差入による支出	△602	△1,230
敷金及び保証金の回収による収入	718	520
子会社株式の取得による支出	△1,100	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	387	—
貸付金の回収による収入	2	1
その他	△125	△164
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,480	△3,624
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△2,436	△300
リース債務の返済による支出	△626	△747
長期借入金の返済による支出	△3,017	△113
自己株式の取得による支出	△0	△7
配当金の支払額	△1,392	△1,577
少数株主への配当金の支払額	△0	△2
その他の収入	—	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,474	△2,743
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,721	7,004
現金及び現金同等物の期首残高	9,656	11,563
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 12,378	※ 18,568

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間から、平成25年4月に連結子会社である伊東秀商事株式会社と、株式会社茂木薬品商會が共同株式移転を実施し設立した株式会社マツモトキヨシホールセールを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために前連結会計年度は取引金融機関11行と、当第2四半期連結会計期間は取引金融機関11行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
当座貸越契約の総額	31,500百万円	27,500百万円
借入金実行残高	300	—
差引額	31,200	27,500

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	12,378百万円	18,568百万円
現金及び現金同等物	12,378	18,568

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,393	30	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	928	20	平成24年9月30日	平成24年12月5日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,578	30	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月14日 取締役会	普通株式	1,638	30	平成25年9月30日	平成25年12月5日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換に伴い、資本金が955百万円、資本剰余金が955百万円増加し、自己株式を2,240百万円処分しております。この結果、当第2四半期連結会計期間末の残高は資本金が22,041百万円、資本剰余金が22,821百万円、自己株式が2百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	129,350	88,094	98	8,748	1,432	227,725	—	227,725
セグメント間の 内部売上高又は振替高	24	70	148,024	26,922	5,152	180,192	△180,192	—
計	129,374	88,164	148,123	35,670	6,585	407,918	△180,192	227,725
セグメント利益	5,678	2,154	519	212	153	8,718	△280	8,437

(注) 1. セグメント利益の調整額△280百万円には、のれんの償却額△470百万円及びセグメント間取引消去189百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額572百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で310百万円、「その他小売事業」で276百万円、「管理サポート事業」で1百万円となり、連結決算における消去・調整で△15百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	131,885	97,188	75	7,438	1,608	238,197	—	238,197
セグメント間の 内部売上高又は振替高	20	134	156,340	27,796	4,563	188,855	△188,855	—
計	131,906	97,322	156,416	35,235	6,171	427,052	△188,855	238,197
セグメント利益又は セグメント損失 (△)	6,723	2,230	725	256	△180	9,755	△261	9,494

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失 (△) の調整額△261百万円には、のれんの償却額△478百万円及びセグメント間取引消去217百万円が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額468百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で43百万円、「その他小売事業」で433百万円、「管理サポート事業」で0百万円となり、連結決算における消去・調整で△9百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品については、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるものは、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	102円67銭	107円93銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4,768	5,807
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,768	5,807
普通株式の期中平均株式数(千株)	46,443	53,805
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	87円36銭	106円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	2	1
(うち事務手数料(税額相当額控除後) (百万円))	(2)	(1)
普通株式増加数(千株)	8,162	940
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 配当について

平成25年11月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 1,638百万円

(ロ) 1株当たりの金額 30円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年12月5日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

(2) 株式譲渡契約の締結

当社は、平成25年11月14日開催の当社取締役会において、株式会社ファルコSDホールディングスの完全子会社である株式会社示野薬局の全株式を取得して完全子会社化することを決議し、同日、当社と株式会社ファルコSDホールディングスとの間で株式譲渡契約を締結しました。

株式取得の概要は次のとおりであります。

① 株式取得の目的

株式会社示野薬局は石川県、富山県及び岐阜県を中心とした北陸エリアにおいて、ドラッグストア63店舗、調剤薬局3局を有し、当地では、お客様及び同業者などからの知名度は高く、「シメノドラッグ」の店名は広く浸透しております。

当社は、株式会社示野薬局の全株式を取得し、当社グループの空白地域である北陸エリアで、確固たる地盤を築いてきた同社と事業を行うことが、北陸エリアのドミナント化推進と収益力向上に繋がるものと考えております。

② 株式取得の日

平成25年12月16日（予定）

③ 取得株式数および取得前後の所有株式数の状況

異動前の所有株式数 一株（議決権比率：－％）

取得株式数 16,000株（議決権比率：100.0％）

異動後の所有株式数 16,000株（議決権比率：100.0％）

④ 株式会社示野薬局の概要

商号 株式会社示野薬局

所在地 石川県金沢市高柳町一字48番地1

代表者 代表取締役社長 平崎 健治郎

事業内容 ドラッグストア及び調剤薬局の経営

資本金 160百万円

設立年月日 昭和37年5月21日

決算期 3月

店舗数 ドラッグストア63店舗（内調剤併設13店舗）、調剤薬局3局

直近の売上高 17,391百万円（平成25年3月期）

※平成25年3月期の売上高は、決算期変更のため平成24年3月～平成25年3月の13ヶ月間となります。

※本件株式取得に係る対象店舗は、調剤薬局3局を除く、ドラッグストア63店舗となります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月12日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岡田 雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。